

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月18日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	大分県
3. 市区町村名	大分市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	67-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.oita.oita.jp/www/contents/1475461490738/index.html">http://www.city.oita.oita.jp/www/contents/1475461490738/index.html</a>

執行機関名 大分市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	大分市障害者医療費の助成に関する条例(平成18年大分市条例第6号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	47	
③ 番号法別表第2の項	67	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第二の項 大分市障害者医療費の助成に関する条例(平成18年大分市条例第6号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年七月二日法律第百三十四号)第1条	大分市障害者医療費の助成に関する条例第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	障害者に対して医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		大分市障害者医療費の助成に関する条例